新たな広域連携の取り組みについて
～定住自立圏構想を推進していきます～

定住自立圏構想とは？

大幅な人口減少と急速な少子高齢化、大都市圏への人口流出などにより、地方が経済力や活力を失いつつあり、このような状態が続いていけば、近い将来、地方の市町村はフルセット（完全なひとそろい）の都市機能などを維持することが困難になっていくと予想されています。

地方の市町村には、その枠組みを超えて連携し、地域全体の将来を見据えた施策を実施していくことが求められています。このような背景により、国が制度化した「定住自立圏構想」は、地方に存在する一定の要件を満たした市（中心市）が近隣の市町村と相互に連携して役割分担を図ることにより、住民生活に必要な都市機能などを維持し、将来にわたって安心して暮らせる魅力ある地域をつくっていくという取り組みです。

このような地域をつくることができれば、都市圏への人の流出を防ぎ、また都市圏からの人の流入を促すことが期待できます。

しらかわ地域定住自立圏構想推進協議会を設立

８月29日、白河市をはじめ、生活圏や経済圏をともにする、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の首長が集まり、「しらかわ地域定住自立圏推進協議会」（会長：白河市長）を設立しました。協議会の設立後、白河市が定住自立圏構想の第一歩となる中心市宣言を行いました。

今後、定期的に会議を開催し、これまでに培われてきた連携や協力体制を尊重しつつ、各市町村が有する住民生活に必要な都市機能や地域資源を有効に活用した、将来にわたって安心して暮らせる魅力ある地域をつくっていくために必要な事業について、協議・検討を行っていきます。

問 企画経営課　☎（４２）２１１２

10月１日より白河地方広域市町村圏整備組合内に「滞納整理課」が設置されました

滞納整理課とは、当町を含む県南９市町村で構成され、構成市町村から派遣された職員が市町村税の徴収専門チームを結成し、共同して滞納整理を行う組織です。

滞納整理課は、市町村から引継がれた悪質・高額滞納者の財産調査を徹底的に行い、法に基づき財産（不動産、自動車、給与、預貯金、生命保険など）の差押え、公売といった滞納処分を厳格に実施します。

今後は、町と滞納整理課が共同で広域的な財産調査や滞納処分を行い、税の公平性と財源の確保を図っていきます。

※税金を滞納すると滞納処分の対象となりますので、期限内に納付してください。

問 税務課　収納係　☎（４２）２１１３

～行政相談週間～
行政相談委員による相談所の開設

10月20日（月）から26日（日）までの一週間は、「行政相談週間」です。

行政相談は、役所（国、県及び市町村）や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

当町においては、行政相談中も、行政相談委員が自宅等で相談に応じているほか、次のとおり行政相談所を開設します。

行政相談所

●**開催日時**：10月23日（木）午前10時～午後３時

●**開催場所**：中央公民館１階　会議室

矢吹町担当の行政相談委員

●**須田妙子さん**（矢吹町花咲124-6）☎（４４）３８７４

●**松谷文恵さん**（矢吹町花の里51）☎（４４）２７４８

問 総務課　行政管理係 ☎（４２）２１１１

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の１月１日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。そのため、平成26年１月１日から９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の２月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

＜ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル＞

０５７０－０５８－５５５（ナビダイヤル）

※０５０から始まる電話でおかけになる場合は０３－６７００－１１４４

○自動音声でご案内します。音声案内にしたがって「３」を押してください。

＜受付期間＞　平成26年11月4日（火）～平成27年３月16日（月）

＜受付時間＞　月～金曜日：午前９時～午後７時　　第２土曜日：午前９時～午後５時

※祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日は、ご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。

※「０３－６７００－１１４４」の電話番号におかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。

※「０５７０」の最初の「０」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

問 日本年金機構　☎０５７０（０５８）５５５

原発事故により被害を受けられた方（注）へ

（注）被災時の納税地が福島県内の下記12市町村内にあった方

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

白河税務署では、上記12市町村の納税者の方からの雑損控除や賠償金の申告相談を次のとおり実施いたします。

相談会場　白河税務署　署内会場

相談期間　平成26年９月29日（月）～11月28日（金）（土・日・祝日を除きます。）

※申告相談に当たっては、事前のご予約をお願いします。

受付時間　午前９時～午後５時

平成22年分から平成25年分の所得税の確定申告・納付等については、平成27年３月31日（火）までに手続をお願いしていますが、来年の確定申告期は相談会場が大変混雑すると見込まれます。手続がお済みで無い方は、ぜひとも、この機会のご相談をおすすめいたします。

まずは、上記地域を所轄する税務署または白河税務署まで、電話等によりご連絡ください。

問 白河税務署　☎０２４８（２２）７１１１

・電話は、自動音声案内に従って「０」番を選択してください。

・電話によるご相談とご予約は、平日の午前9時から午後５時まで受け付けています。

～ＪＡ東西しらかわ～
斎場選びは信頼・安心・いつも身近なＪＡで
ＪＡ斎苑やすらぎの杜
年中無休・24時間受付
矢吹斎場
TEL.0248-42-2221
〒969-0213 福島県西白河郡矢吹町本町283

介護 認知症対応グループホーム
利用定員18名・全室個室
人のやさしさが宿る集いの場
医療法人栄心会　さかえ内科クリニック附属
さかえハートホーム矢吹
矢吹町小松222　☎21-9556